

## 敬弔に関する内規

2012年9月7日 日本原価計算研究学会理事会

### 1. (内規の目的)

学会運営に貢献のあったもののうち 2.で定める対象者が死亡した場合は、その在任中の功績を讃える目的で、会長は当該内規の定める事項について敬弔の意を表するものとする。

### 2. (敬弔の対象者)

内規の適用の対象となるものは、次に定める範囲とする。

- (1) 日本原価計算研究学会会則第4条に定める個人会員<sup>1</sup>

### 3. (敬弔に関する必要事項)

会長は、次に定める事項について会長名をもって執行することができる。ただし、(2)は特に必要と認めた場合に限る。

- (1) 弔電をもって哀悼の意を表すること。
- (2) 敬弔用の生花を式場において献花すること。

### 4. (事務の執行)

3に係る事務の執行は、関係者の申し出をもって行うこととする。

関係者は、申し出を行うにあたっては、葬儀前であってその事務を執行することのできる時まで、事務局に（必要ある場合は会長に直接）連絡しなければならない。

---

<sup>1</sup> 日本原価計算研究学会会則  
(会員)

第4条 本学会は、原価計算の研究ならびに実務に携わる者をもって構成する。

2. 本学会は、第2条の目的に賛同する法人および団体を、別に定める基準に従って選考のうえ、賛助会員とすることができる。
3. 本学会に名誉会員をおくことができる。名誉会員の推薦は常任理事会の構成員が常任理事会にたいして行い、その審議を経て、理事会がこれを決定し、総会に報告する。なお、名誉会員は役員・学会賞審査委員等の選挙に関して被選挙権はもたない。